

回 答 書

令和2年12月23日

件 名 市立柏原病院床頭台等設置・運営業務

質 問	回 答
<p>「資金決済に関する法律第5条及び第7条」に基づく登録証明書について 登録証明書の提出は写しでもよろしいでしょうか。</p>	<p>写しで大丈夫です。</p>
<p>従事者の常駐及び床頭台等の退院時清掃等について 月曜日から土曜日9:00～17:00は床頭台の修理、クレーム対応に即時対応する体制を整えること。とありますが、現行の保守管理体制をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>現在の保守管理体制につきましてはコールセンターでの対応となっております。</p>
<p>尚、本入札においては病院内に作業従事者を常駐させるという事でしょうか？もしくは定時巡回という事でしょうか？また、床頭台等の退院時清掃は不要と捉えてよろしいでしょうか？</p>	<p>作業従事者の常駐は考えておりません。 機器の故障等来院の必要がある場合に対応いただく形となります。 退院時清掃は不要です。 ※現在の対応体制と同様の形と考えております。</p>